

12月10日から16日までは

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

北朝鮮による拉致容疑事案について

警察では、これまでに日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして、北朝鮮工作員等11人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っています。また、拉致容疑事案以外にも、警察が北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案として捜査・調査の対象としている方の数は全国で879人（令和元年12月1日現在）に上っています。

ご協力をお願い

三重県警察のホームページでは、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について、「情報提供のお願い」欄に「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」として掲載し、情報提供を呼び掛けています。

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう。

三重県警察

